



富山市告示第 33 号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を新設したので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年1月26日

富山市長 森 雅



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「経堂新町」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	経堂	餅田割	100-3、100-4、104-1、 106-1、127-3、 186-4から186-7まで、 186-9、187、189、192、 193-1、194、196-1、 197から201まで、 203から207まで、208-1、 208-3、209から211まで、 212-1、214、215、 216-1から216-3まで、 217-1、 217-3から217-8まで、 218-1から218-4まで、 219から222まで、223-1、 224-1、226-1、226-2、 227から244まで、 249から259まで、261、264、

		265、267から276まで
荒川	経堂下割	2、3-2から3-6まで、 4-1から4-8まで、5、 6-1から6-4まで、7-1、7-2、 13-4、13-5、17-4、24、 25-1から25-3まで、26、 27-1から27-3まで、 28-7、31-2、 32-1から32-5まで、 51-1から51-3まで、51-15、 51-35、51-54
新庄町	経堂下割	1
開		1から11まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。